

令和7年2月5日教育研究評議会決定

本解説は、ポリシー本文の補足的解説として、ポリシー本文の意味、背景や根拠、具体例、留意事項等を記載したものである。

(趣旨・目的)

1. 旭川医科大学（以下、「本学」という。）は、少子・高齢化及び人口減少が急速に進む北海道の地域医療を支えることに重点を置き、献身的かつ有能な医師及び看護職者を育成することで地域社会の保健・医療・福祉を安定的に向上させる。また、独自性の高い研究活動と先進的な医療活動を通じて医学・看護学の発展に貢献することを使命とする。

研究データを適切に管理し保存することによる知の蓄積は、真理の探究と知の創造のための基盤となり、その蓄積された研究データを利活用することは研究の維持・発展につながる。

そこで、本学は、研究データの適切な管理、保存及び利活用を推進することを目的として、研究データ管理・公開ポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

#### 1-1. 背景

- 本ポリシーは、本学の使命に則り定めるものである。
- 内閣府の統合イノベーション戦略推進会議が令和3年4月27日付けで取りまとめた「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」において、「デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展に伴い、大量のデータ、高度な計算資源、大規模なネットワークの活用など、研究開発活動の変容が進んでいる。また、研究成果の発表手段の多様化により、オープンサイエンス等の世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が進みつつある。一方、世界的な出版社による論文発表の寡占が進展するなど、研究成果や研究プロセス全体で得られたデータをビジネスの対象とする動きも見られる。研究データは、我が国のみならず世界にとって重要な知的資産であるといえる。このような状況を踏まえ、知の結合と発展を促し、優れた研究成果とイノベーションを創出していくためには、研究活動における自由と多様性を尊重しつつ、国際的な貢献と国益の双方を考慮に入れた、オープン・アンド・クローズ戦略に基づく研究データの管理・利活用を実行することが我が国として求められる。」と示されている。

#### 1-2. 研究データ管理・公開の意義

公的助成を受けて行われた研究の成果である研究データは、作成者の利用が終わった後、広く公開して社会に貢献すべきものである。同時に、研究者自身にとっても、以下のような意義がある。

- 研究データを適切に管理することは、自身の研究が正しく行われているということを検証できる状態にしておくことである。これは、自身の研究の公正性を主張できるという意味で、研究を守ることになる。
- 学術雑誌に続き、研究データに関しても商業出版社によるビジネス化の大きな流れが世界的に始まっており、それらに対抗する必要性も高まっている。研究データを自らの管理下に置いておくことは、データを守り、ひいては研究活動を守ることになる。

- 研究者個人や研究グループにおいて研究データ管理の基本的ルールを決め、適切に保存・利用・共有することは、研究の効率化につながる。
- 研究データを公開して多くの人に利用してもらうことにより、その研究自体の価値が高まる。

### 1-3. データに関する権利と保護についての法的な留意事項

一般に、データは、有体物ではないため、所有権の対象として保護されることはない。データが知的財産として保護されるか否かは、データの内容や取扱い方に即して具体的に検討する必要がある。例えば、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」データは、著作物に当たり（著作権法第2条第1項第1号）、著作権の対象として保護される。「データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの」も、著作物として保護される（著作権法第12条の2第1項）。また、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていない」データは、営業秘密として保護される（不正競争防止法第2条第6項）。データは、当事者間の契約により保護することも可能である。ただし、契約によるデータの保護は、原則として、当事者のみに効力が及び、第三者には効力が及ばないことに留意する必要がある。

#### （研究データの定義）

2. 本ポリシーが対象とする研究データは、本学における研究活動を通じて研究者が収集・生成したデータをいい、デジタル/非デジタルを問わないものとする。

### 2-1. 適用範囲の詳細

- 教育及び医療に関するデータであっても、研究を目的として収集・生成・加工されたデータは、研究データとして本ポリシーの対象とする。
- 「旭川医科大学における研究データ等の保存期間等に関する細則」は、論文等の基となった実験ノート、数値データ、画像、実験試料、標本、装置等を「研究データ等」として対象としているが、論文等に直接使用されていないデータについても、学術的価値を持ち得ることから本ポリシーの対象とする。
- どのような研究データを管理・公開の対象とするかは、研究分野によって異なるため、研究者は、研究分野の特性を踏まえたうえで、判断する必要がある。
- 研究者とは、本学の役員、教職員、学部学生、大学院学生、研究生、研究員等とし、本学における研究活動を主体的に担う者をいう。ただし、研究活動を事務的に支援する者は含まれない。
- 外部の研究者であっても、本学の共同利用設備を利用してデータを作成する場合など、本学における研究活動を通じて収集・生成したデータは含まれる。

### 2-2. 研究データの例示

- 研究素材として収集又は生成・観測された一次データ
- 一次データ等を加工あるいは情報追加して生成されたデータや、一次データ等を分析してできたデータ等
- 上記データの収集や生成の段階で作成された記録（実験ノート、フィールドノート、質問票等）に記載された情報
- 研究成果（論文や講演資料等）に記載された情報の根拠データ
- 研究に用いられた有体物等（試料、標本等）に蓄積されている情報

(研究データの管理)

3. 研究者は、自らが収集・生成した研究データの管理を行う権限を有するとともに、関係する法令、契約、倫理規範等に従って適切に管理する責務を有する。

本学は、研究データの最終的な管理責任を負うとともに、研究データ管理のための支援環境を整備する。

### 3-1. 研究データ管理の内容

本ポリシーにおける「研究データ管理」とは、以下の活動を指す。

- (1) 研究データ管理計画（以下、「DMP」という。）の策定とその計画に従った管理、研究計画変更に伴うDMPの修正
- (2) 研究中の研究データの適切な保管・利用
- (3) 研究終了時の研究データの保存・廃棄の選別、保存期間の設定・延長、及び保存・廃棄の適切な実施

### 3-2. 研究者の役割・大学の役割

- ・ 研究データの管理は研究者自身が行う。研究者は、自身の研究の公正性や研究データの正確性・完全性・追跡可能性を担保するため、適切な研究データ管理を行う責務を有する。
- ・ 大学は、研究者が研究データを管理するための環境（情報基盤、人的支援体制）を整え、最終的な管理責任を負う。

### 3-3. 本学の支援の具体的内容

本学による支援の具体例としては、以下のものがあげられる。

- ・ 研究データを電子的形態で集積し保存・公開するための機関リポジトリの提供
- ・ 研究データの蓄積・管理・保存・共有のための研究データ管理基盤システム利用環境の提供
- ・ 研究データ管理・公開・利活用に関する啓発
- ・ 各種契約における研究データの取扱いに関する助言や情報提供
- ・ 研究データの知的財産としての保護の要否に係る判断や、保護される研究データの管理要件等に関する助言や情報提供

### 3-4. 保存期間・場所

- ・ 保存期間は研究者が任意に定めることができるが、「旭川医科大学における研究データ等の保存期間等に関する細則」が対象とする、論文等の基となった「研究データ等」については、同細則に定める当該論文等の発表後10年間を下回ることはできない。
- ・ それぞれの研究分野の特質を踏まえ、適切な方法・場所に研究データを保存する。  
本学が利用環境を提供する研究データ管理基盤システムに保存することを推奨する。非デジタルの研究データに関しても、デジタル化して同様に保存することを推奨する。

### 3-5. 研究者の異動時の扱い、研究データの移管・帰属

- ・ 研究者の異動により研究データの所在が不明にならないよう、DMPを適切に作成・修正し、DMPに従った管理を行う必要がある。

- 研究者の異動に伴う研究データの移管・帰属に関しては、本学における研究活動が妨げられることのないよう、取扱いを決定する必要がある。

研究者は、退職等により本学に所属しなくなる場合、関係者と協議の上、研究データ管理権限を学内の適切な研究者に移譲するか、作成者が保持し続けるかを決定し、実施するものとする。

### 3-6. 個人情報保護

- 個人情報を含む研究データを取り扱う場合は、個人情報保護に十分に留意すること。

### 3-7. 複数の研究者や他機関による管理

- 同一の研究データを複数の研究者が利用する場合は、必要に応じ、その研究データの管理に係る権限と責務を有する管理責任者を一名定めることが望ましい。
- 他機関で収集・作成された研究データの利用に際しては、当該機関のポリシー等に従って適切に利用すること。必要があれば契約を締結し、当該のデータ及びその二次的産物の研究データの帰属等に関して問題が発生しないように留意すること。
- 外部と連携して研究を実施する場合には、契約等により必要に応じて研究データの管理に関する取り決めを行い、適切に管理することが求められる。当該研究において新たに生成されたデータだけでなく、参加機関等から持ち寄ったデータについても同様である。

### 3-8. 人を対象とする研究

人を対象とする研究においては、データの取扱いに特段の配慮が必要である。データの収集・利用・共有・再利用・廃棄の取扱いは、被験者や対象者の同意の範囲でのみ許容されるべきものであり、以下のような点に留意する必要がある。

- データ取得に関して被験者・対象者に説明を行う際、取得したデータの共有や再利用の方法に関しても十分な説明を行い、必要な同意を得ること。
- 同意内容の範囲を超えて、データの共有や再利用をしないこと。
- 研究者の異動等により研究データの保存体制に変更が生じる場合は、DMPを適切に修正し、かつ、被験者等の同意内容を確認・遵守すること。

### 3-9. 各種契約・知的財産等

- 研究者は、各種契約の締結にあたっては、本学における将来的な研究データの利活用や、さらなる研究発展を妨げることのないよう、本ポリシーの趣旨に即して取扱いを定める必要がある。特に、研究データの帰属や管理方法、研究終了後の取扱い、二次利用の条件と二次的産物の帰属、秘密情報の取扱いと秘密保持期間等に関して、十分に検討を行うこと。
- 本学の知的財産を適切に保護するため、研究者は、収集・生成した研究データについて、知的財産として保護すべきか否かを、データの内容や取扱い方に即して検討し、適切に管理すること。
- 外国為替及び外国貿易法による規制対象となる可能性のある研究データについては、秘密管理の対象とすべきか否かを適切に判断すること。また、提供に際しては、その可否を慎重に検討し、必要に応じて、学内の安全保障輸出管理手続きを経ること。

(研究データの公開)

4. 本学と研究者は、社会への貢献と大学の研究戦略を踏まえ、相互に協力して研究データの公開を進め、その利活用を促進する。

研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、関係する法令、契約、倫理規範等に従って、公開の可否を決定する。本学は、研究者による公開のための活動に積極的に関与し、その支援環境を整備する。

#### 4-1. 「公開」の説明

- 本ポリシーにおける「公開」とは、保存する研究データを、インターネット上で無料でアクセス・利用できる状態にすることで、利用者を限定しない「一般公開 (Open Access)」と、条件を満たした利用者限定する「制限公開 (Restricted Access)」とを含む概念とする。「公開」しない場合は、「非公開」 (Closed Access) となる。

#### 4-2. 研究者の役割・大学の役割

- 研究者は、公開の可否及び公開方法を決定する。本学は、研究者がこれを適切に判断できるように支援する。
- 公開に際しては、FAIR 原則も踏まえ、ライセンス、メタ情報の付与、公開場所等を研究者と本学が協力して決定し、公開する。

なお、FAIR 原則とは、2014年にFORCE11での議論に基づき作成されたデータ公開・共有に関する原則のこと。Findable (見つけられる)、Accessible (アクセスできる)、Interoperable (相互運用できる)、Reusable (再利用できる) の頭文字を取った略語で、現在では、データ公開・共有の適切な状態を示す原則として広く認められている。

FORCE11 「FAIR 原則」日本語版 <https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

- 本学は、研究データの公開のための機関リポジトリを提供する。貴重なデータが失われることを防ぐため、時限付きのプロジェクト等で独自に公開した研究データの最終的な受け皿となり得るよう、本学は可能な限り公開基盤の整備に努める。

#### 4-3. 公開可否の判断・決定

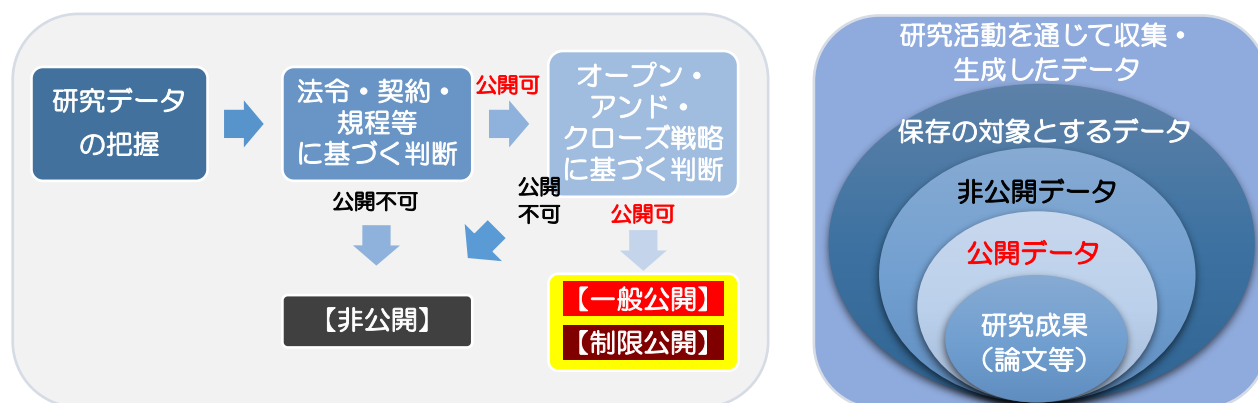
- 研究者は、研究データの公開にあたり、関連法令、契約、本学の規程等、各研究分野において要求される倫理規範等を遵守し、保護すべきデータ・非公開とすべきデータの区別を適切に行わなければならない。

- 法的・倫理的観点から公開できると判断された研究データであっても、研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データも存在する。研究者は、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき、戦略的に公開の可否を判断することが求められる。

なお、研究データにおけるオープン・アンド・クローズ戦略とは、研究データの公開と非公開のバランスを取るための戦略であり、研究の透明性と再現性を高めるためにデータを公開しつつ、特定の状況下ではデータの機密性や安全性を確保するために非公開とすることを目的とされたもの。

- 本学は、研究者の判断を支援するため、適切な情報提供や助言の充実など、知的財産マネジメント機能の一層の強化を図るとともに、公開の際に適切なチェック機能が働くよう、体制や手順を整備する。

以下に、公開可否の判断に係るフロー図を示す。



#### 4-4. 公開方法の決定・利用条件の付与

公開の際は、本学においてさらに優れた研究成果を創出することを可能とするために、研究分野の特性や研究データの性質等を考慮し、適切な公開の時期及び最適な公開方法、利用条件を決定する必要がある。具体的には、以下のような事項について検討・決定を行う。

- a. 適切な公開時期：契約等に基づくエンバーゴ期間、あるいは戦略的なエンバーゴ期間の設定等
- b. 公開の範囲：関係者との共有/制限公開（例：学内のみ、申請者のみ）/一般公開
- c. 利用に関する条件・手続き：二次利用の可否・商用利用や加工の可否等に係るライセンス表記。申請・許諾を必要とする場合の手続き方法
- d. 公開先：公開するリポジトリ等の選択
- e. その他の条件（利用許諾契約の要否、研究データを利用して創出された研究成果の扱い等）

#### 5. 留意事項

研究データの管理及び公開にあたっては、関連法令、国や国際機関等が定める研究倫理指針、各研究分野における倫理規範、各種契約、本学の規程等、その他これに準ずる定めを遵守する必要がある。本学の規程等について、関連するものを以下に例示する。

- 国立大学法人旭川医科大学コンプライアンス規則  
[https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki\\_honbun/w239RG00000702.html](https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000702.html)
- 旭川医科大学情報セキュリティ管理規程  
[https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki\\_honbun/w239RG00000633.html](https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000633.html)
- 旭川医科大学個人情報管理規程  
[https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki\\_honbun/w239RG00000405.html](https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000405.html)
- 旭川医科大学における研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用に関する取扱規程  
[https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki\\_honbun/w239RG00000511.html](https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000511.html)
- 旭川医科大学における研究データ等の保存期間等に関する細則  
[https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki\\_honbun/w239RG00000687.html](https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000687.html)
- 旭川医科大学における臨床研究法に係る臨床研究取扱規程  
[https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki\\_honbun/w239RG00000739.html](https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000739.html)

- 旭川医科大学病院における医薬品等の臨床研究に関する取扱規程  
[https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki\\_honbun/w239RG00000342.html](https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000342.html)
- 旭川医科大学病院診療情報管理規程  
[https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki\\_honbun/w239RG00000384.html](https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000384.html)
- 旭川医科大学知的財産ポリシー  
[https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki\\_honbun/w239RG00000564.html](https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000564.html)
- 旭川医科大学知的財産取扱規程  
[https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki\\_honbun/w239RG00000078.html](https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000078.html)
- 旭川医科大学成果有体物取扱規程  
[https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki\\_honbun/w239RG00000794.html](https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000794.html)
- 旭川医科大学安全保障輸出管理規程  
[https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki\\_honbun/w239RG00000786.html](https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000786.html)

本ポリシー及び本ポリシー解説は、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。